

堺市監査委員公表第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定
管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 29 日

堺市監査委員	小	堀	清	次
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター

第3 監査の対象期間

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和4年11月1日～令和5年3月29日

第5 施設の概要

<所管部局>

文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課

<指定管理者>

団体名 ジェイズパークグループ

代表団体 株式会社ジャパンフットボールマーチャンダイズ

構成団体 ユニベール株式会社

構成団体 日本管財株式会社

構成団体 一般社団法人大阪府サッカー協会

構成団体 S F I リーシング株式会社

<指定の期間及び指定管理に係る経費>

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和3年度の委託料 9,233万370円

<施設名及びその主な内容>

○名称 堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター
(J-GREEN 堺)

所在地 堺市堺区築港八幡町

設置年月 平成22年4月

設置目的 サッカーをはじめとするスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、市民の健康及び体力の増進に資することを目的とす

る。

施設規模	敷地面積 43.1ha
施設内容	天然芝サッカー・フィールド（観客席付） 1面 天然芝サッカー・フィールド 4面 人工芝サッカー・フィールド 11面 フットサル・フィールド 8面 センター広場 1面（3,600 m ² ） スポーツ広場 1面（3,000 m ² ） クラブハウス、ロッカーハウス、駐車場等

第6 事業状況

<利用状況> 令和3年度

フィールド名	利用率 (%)	利用者数 (人)
天然芝メインフィールド	67	3,648
天然芝フィールド	76	15,302
人工芝（照明有）	73	127,521
人工芝（照明無）	67	138,450
人工芝（トラック付）	62	25,504
人工芝（観客席有）	64	53,923
スポーツ広場	5	1,423
フットサルフィールド （屋根付）	43	60,791
フットサルフィールド （屋根無）	23	32,735
大会議室	28	5,781
小会議室	13	1,049
ミーティング室	22	2,645
多目的室	1/2面	598
	全面	760
サイクリングコース	—	1,232
ウォーキングコース	—	1,540
合計		472,902

<収支状況> 令和3年度

(単位：円)

	金額
収 入	456,161,415
利用料金	297,974,520
その他	158,186,895
支 出	391,421,303
人件費	99,848,201
光熱水費	31,008,975
委託料	82,433,571
その他	178,130,556
収支差額	64,740,112

※収入において、「その他」には、まん延防止等重点措置に伴う利用料金還付額等に対する補てん（9,233万370円）などを計上している。

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手続について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書では、指定管理者は、任意に購入した備品等について帳簿等により明確に整理し、事業報告書において備品の状況を報告するものとしている。

しかし、指定管理者は、過去に備品として市に報告していたものと同等の物品を購入していたにもかかわらず、帳簿等により整理を行っておらず、事業報告書により市への報告も行っていなかった。

また、市は、報告すべき備品の範囲を指定管理者に対して指示していなかった。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 基本協定書では、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることができるとされている。

しかし、指定管理者は、市へ一部業務委託の申請をすることなく、建設廃棄物処理委託業務を第三者に委託していた。

[業務の実施体制等の管理について（意見）]

指定管理者事業計画書（企画提案書）（以下「企画提案書」という。）では、センター長の雇用形態は常勤で、週に5日、9時から18時まで勤務するとしており、年度事業計画書においても常勤であることを明示している。また、令和3年度の指定管理業務に係る収支報告では、センター長の給与として他の従業員（常勤の正社員）の給与以上の金額が計上されている。

勤務実態を確認したところ、センター長は、月に一度の月例会議への出席や、重要な意思決定をする際などに施設内で勤務し、それ以外にも国内外へのPR活動や利用誘致等を行っているとのことであった。

しかし、月例会議の議事録や勤務日報などの資料が作成されていないことなどから、企画提案書に記載している勤務時間での常勤実態は確認できなかった。また、センター長は、指定管理者の代表団体以外の法人でも代表取締役を兼任しているが、本施設の業務に支障がないか不明である。

上記を考慮し、市は、企画提案書等に記載した人員が最適な配置になっているかなど管理体制を含めた業務の実施状況を十分に確認し、掌握することにより管理されたい。

[指定管理の枠組みについて（意見）]

本施設は、基本的に利用料金のみで運営されており、これまでの指定管理期間では、市への収益還元として、指定管理者から市に対して、第1期（平成21年度～平成26年度）に総額約2,466万円、第2期（平成27年度～令和元年度）に総額約2億109万円の納付金が納入されている。

第3期（令和2年度～令和6年度）からは、納付金に見合う負担と想定して人工芝3面の張替えを指定管理者が実施するものとし、指定管理者から市への納付金を廃止した。

しかし、人工芝3面の張替えについて、市の積算額は約2億1,000万円であったが、指定管理者の実際の費用は約1億5,470万円であった結果、納付金を廃止したことによって実質的な市への還元額は少なくなった。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度は施設利用のキャンセル料金分で約9,215万円を補てんしているが、開館時間の短縮等に伴う経費縮減額は控除されていないことなどから、多額の収入超過（令和3年度は約6,474万円）が発生していた。

本施設は、市が約64億6,000万円の費用により整備しており、実質的な

償却費用相当額が市民の負担であることに加え、上記のように人工芝の張替え等の費用において市の積算と実際の費用で大きな乖離が見受けられることや、指定管理者の経営努力以外の要因による維持管理費の縮減も発生している。

このように、本業務は管理運営費以上の利用料金収入を得られることから、多額の収入超過額を指定管理者に帰属させる現在の枠組みは妥当ではないと言える。そして、このような状態になっている原因の一つとして、利用料金制を採用していることがあげられ、それが根本的な原因とも考えられる。このため、施設の利用に係る料金は市の収入とし、市は適正に積算した本業務に必要な経費（指定管理料）を指定管理者に支払う枠組みの導入について検討されたい。

また、利用料金制を廃止しない場合であっても、納付金の再導入や新しいサービスの創出、施設の充実などに余剰金を活用するよう検討されたい。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 仕様書では、従業員が指定管理業務と自主事業の両方に従事する場合は、従事する時間等で按分し、人件費を指定管理業務と自主事業にそれぞれ区別して経費計上することとされている。また、令和3年度においては、指定管理業務に従事する従業員が自主事業（19事業）にも従事していたとのことであった。

しかし、指定管理者は、上記自主事業のうち16事業に従事した従業員の人件費を適切に配分しておらず、自主事業に係る人件費の一部を指定管理業務に係る収支に計上していた。